

福岡市個人情報保護審議会 様

実施機関名 福岡市長 高島 宗一郎
(保健福祉局総務部国民健康保険課)

個人情報の公益上の取扱いについて (諮問)

個人情報の公益上の取扱いについて、次のとおり諮問します。

根 拠 規 定	福岡市個人情報保護条例【第10条 第2項 第6号】	
取 扱 っ 個 人 情 報 の 記 録 の 名 称	国民健康保険被保険者に係る医療情報 (医療保険レセプトデータ)	
収 集 先 , 提 供 先 , 結 合 の 相 手 方	「AI 実証実験事業」提案事業者	
取 扱 い の 概 要	<p>福岡市が公募した「AI 実証実験事業」において、AI を活用したレセプト (※) 点検が提案されており、実施にあたってはレセプトデータの提供が必要となる。</p> <p>本実証実験はレセプト点検の効果的な手法について検討を行うための取組みであり、国民健康保険の医療費適正化にも寄与する公益性の高い事業である。</p> <p>レセプトデータは、国民健康保険課が保険者として医療費の支出を適正に行うために収集・利用している個人情報であるため、実証実験のためにレセプトデータを提供することは目的外の提供を行うこととなる。</p> <p>※被保険者が受けた保険診療について、医療機関が保険者 (市町村や健康保険組合等) に請求する診療報酬の明細書。レセプトの内容点検を実施することにより、医療費の適正化 (医療費削減) が図られる。</p>	
取 扱 っ 個 人 情 報 の 記 録 項 目	1 氏名・性別・生年月日 (診療報酬明細データ)	6
	2 被保険者証番号 (診療報酬明細データ)	7
	3 診療年月・内容 (診療報酬明細データ)	8
	4 傷病名・摘要欄 (診療報酬明細データ)	9
	5 請求・決定点数 (診療報酬明細データ)	10
取 扱 期 間	平成30年8月以降 (承認の回答のあった日から)	
そ の 他 審 議 の 参 考 と な る べ き 事 項 { 過 去 の 経 緯 , 関 係 課 の 意 見 等 }	別紙参照	

国民健康保険レセプト点検自動化実証実験事業について

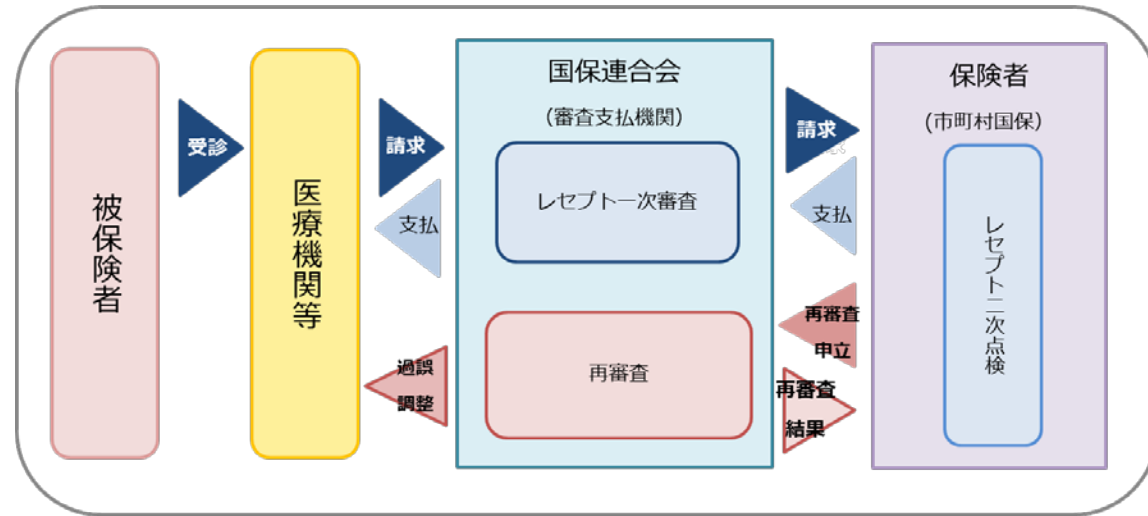
1 レセプト点検について

医療機関から請求されたレセプト（診療報酬明細書）は国保連合会で請求内容に誤りがないか審査（一次審査）され、保険者（市町村国保）に送付される。

保険者は、国保連合会を通じて、診療報酬を支払うとともに、一次審査されたレセプトについて、自ら又は第三者に委託して点検（二次点検）を行う。

保険者は、レセプト二次点検の結果、請求内容等に疑義がある場合には、国保連合会に対して再審査を申し立てることができる。再審査の申立てを受けた国保連合会は再審査を行い、その結果（「査定」又は「原審どおり」の別。）を保険者に通知する。保険者は、レセプト二次点検の実施により医療費の適正化を図っている。

図1 レセプトの請求・審査の流れ



2 福岡市の実施状況

福岡市国民健康保険においても、医療費の適正化を図るために、二次点検を実施している。約4.5万件/月のレセプトについて効率的かつ漏れの少ない点検を実施するため、従来からの目視点検に加え、平成27年度からレセプト点検システムを導入した全件点検を委託により実施している。

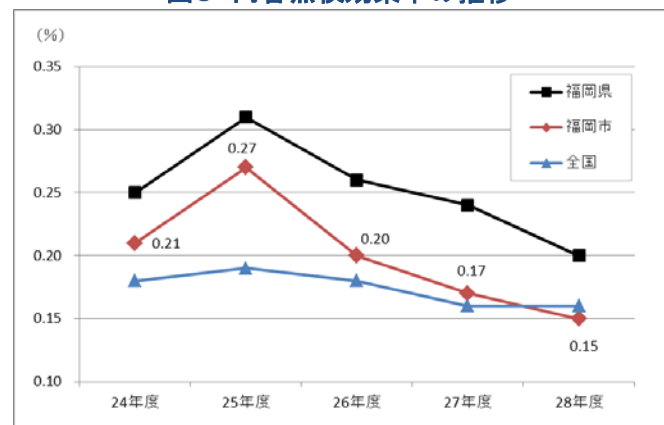
二次点検実施による効果額（医療費削減額）は、平成28年度、約1億4千万円となっている。システム点検の導入により点検件数は増加しているが、効果額は減少傾向にあり、レセプト1枚あたりの効果額も減少している。

また、レセプト点検効果の指標である内容点検効果率も減少傾向にあり、28年度は福岡県平均、全国平均とともに下回っている。

図2 点検効果額と点検件数



図3 内容点検効果率の推移



点検効果を上げるためには、高額レセプトの点検効果を上げることが必要であるが、高額レセプトは内容が複雑であるため、システムのみでの点検では難しく、点検員による目視点検に依存するところが多い。そのため、点検員の質の確保・維持・向上が課題となっている。

一方で、単純な低額レセプトはシステムによる点検効果が期待できるところではあるが、国保連合会の一次審査がシステムの導入等により充実してきたことが、点検効果減少の要因と考えられる。

3 今後の方向性

レセプト点検は、医療費の適正化（医療費削減）を図り、被保険者の保険料負担の軽減にも寄与することができる重要な取組みであり、国からも一層の充実・強化を求められている。

しかしながら、国保連合会の一次審査が充実してきたこと等もあり、従来からのシステム点検と目視点検の改善のみでは、大きな効果が期待できないため、効果的な点検手法を検討し、効果分析を行いながら点検効果を上げていくことが必要である。

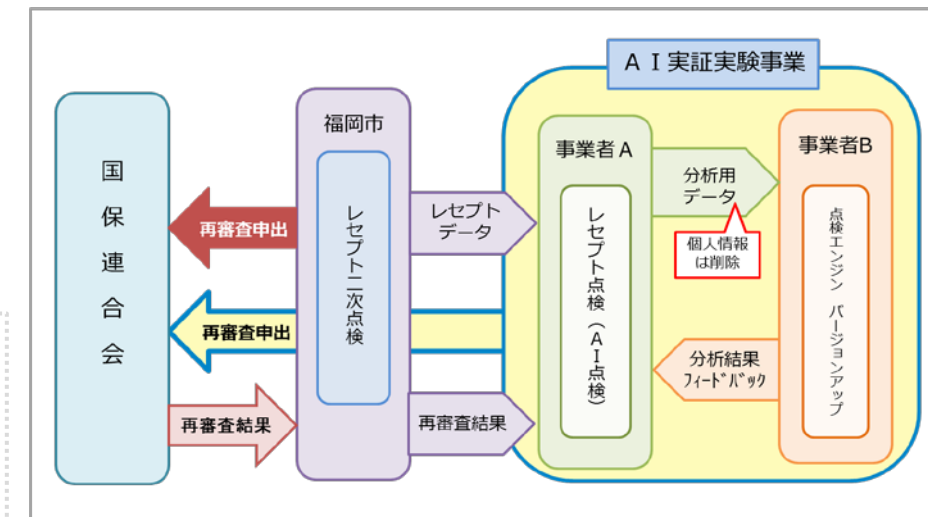
4 AI実証実験事業について

従来のシステム点検と目視点検の改善のみでは大きな効果が期待できない状況において、総務企画局企画調整部が公募した「AI実証実験事業」にAIを活用したレセプト点検として「国民健康保険レセプト点検自動化実証実験事業」が提案されている。

提案の概要は、福岡市国保のレセプトについてAI点検を実施するもので、通常実施している点検で再審査申出をしていないものがあれば、実際に国保連合会に再審査申出を行うとともに、点検結果と再審査申出の結果をもとに、AIの点検エンジンの精度を向上させていくものである。

※「AI実証実験事業」
企画調整部が事務局をしている福岡AIコミュニティで、平成30年3月にAIを活用し、行政サービスの効率化を図る実証実験の提案を募集したもの。

図4 AI実証実験全体図



市として実証実験を実施する目的は、AI点検と従来からの点検手法との比較による効果検証を行うことであり、今後、レセプト点検の効果的・効率的な手法の検討材料とすることである。

また、通常の点検に追加して実施するため、点検効果額（医療費削減額）の増という副次的な効果も期待できる。

そのため、市の経費負担を伴わずに実施できる本実証実験事業は、市にとっても非常に有意義で公益性の高い事業と考えられる。

5 個人情報の取扱いについて

実証実験を実施するためには、個人情報であるレセプトデータを提案事業者に提供する必要がある。レセプトデータは、国民健康保険課が保険者として医療費の支出を適正に行うために、収集・利用している個人情報であるため、本実証実験に提供することは、利用の目的以外の提供にあたると思われる。

しかしながら、本実証実験は、レセプト点検の充実・強化、さらには福岡市国保の医療費の適正化を図るための取組みであり、被保険者の負担軽減にも寄与する公益性の高い事業である。

実証実験の実施に当たっては、提案事業者と実証実験に関する協定を締結するなかで、通常の業務委託の場合と同様、個人情報・情報資産の取扱いについて明記し、個人情報の適切な管理のために、データの受渡し方法や作業環境、作業に用いるパソコン・ネットワークのセキュリティ対策、実証実験従事者の管理など、個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えた上で、実施していくこととする。

※協定書（案）については、別紙参照。

協定書（案）

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡市（以下「甲」という。）、【事業者A】（以下「乙」という。）及び【事業者B】（以下「丙」という。）が共同で実施する、国民健康保険レセプト点検自動化実証実験事業（以下「実証実験事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施期間 実証実験を行う期間として定めたものをいう。
- (2) 募集関係図書 甲が実証実験事業の募集に際して公表し、又は配布した募集要項その他の書類の一切をいう。
- (3) 提案書類 乙及び丙が実証実験事業の公募手続において甲に提出した事業提案書、実施計画書、その他の書類の一切及び電磁媒体並びにこの協定の締結までの間に乙及び丙が甲に提出した書類の一切をいう。
- (4) レセプト 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書をいう。

（適用関係）

第3条 甲、乙及び丙は、募集関係図書及び提案書類に記載された事項がこの協定の一部を構成するものとし、甲、乙及び丙を拘束することを確認する。ただし、この協定に定めがある場合を除き、募集関係図書と提案書類の内容が矛盾抵触する場合は、募集関係図書が優先して適用されるものとし、この協定の規定と募集関係図書または提案書類の内容が矛盾抵触する場合は、この協定の規定が優先して適用されるものとする。

（実施期間）

第4条 実証実験事業の実施期間は、平成30年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

（実施場所）

第5条 実証実験は、下記の場所で行う。

- (1) 福岡市保健福祉局総務部国民健康保険課レセプト点検室
(福岡市中央区長浜3丁目11番3号 福岡市鮮魚市場市場会館10階)
- (2) 【事業者A】
()
- (3) 【事業者B】
()

(甲の業務範囲)

第6条 甲は、実施期間中次に掲げる業務を遂行するものとする。

- (1) 実証実験事業全体の総括
- (2) 実証実験事業の実施に際し、福岡県国民健康保険団体連合会等の関係機関との調整
- (3) 実証実験事業の実施に係るレセプトデータの提供及び国保総合システム端末の貸与
- (4) 内容点検及び再審査申出登録に係るレセプトデータの対象範囲の指定

(乙の業務範囲)

第7条 乙は、第10条に規定する実施計画書に基づき、実施期間中次に掲げる業務を遂行するものとする。

- (1) 実証実験事業の運営全般
- (2) 実証実験事業の実施に係る機器整備やシステム改修等の導入費用の負担
- (3) 甲が指定するレセプトデータの内容点検及び再審査申出登録
- (4) 事業報告

(丙の業務範囲)

第8条 丙は、第10条に規定する実施計画書に基づき、実施期間中次に掲げる業務を遂行するものとする。

- (1) 実証実験事業の運営支援
- (2) 実証実験事業で得られたデータの検証、甲及び乙への提供

(費用負担)

第9条 実証実験事業の実施に係る機器の整備、システム改修等の導入費用、維持管理及び実証実験事業終了後の現状回復並びに実証実験の運営に関する費用は、すべて乙及び丙の負担とし、甲は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。

(実施計画書の作成)

第10条 乙及び丙は、実証事業の実施に当たっては、あらかじめ公募手続において甲に提出した事業提案書に記載された事項を基本とする事業内容の詳細を定めた実施計画書を作成し、甲の承諾を得るものとする。

- 2 乙及び丙は、実証実験事業の実施に当たっては、実施計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ文書により甲の承諾を得るものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(秘密の保持)

第11条 乙及び丙は、実証実験事業の従事者または従事者であった者が、実証実験事業に関し知りえた秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 乙及び丙は、実証実験事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、もしくは委託する場合には、当該第三者に対しても前項に規定する秘密の保持に関する措置を義務づけるものとする。

(個人情報・情報資産の保護)

第12条 乙及び丙は、実証実験事業の実施に当たっては、個人情報及び情報資産の取扱いについて、別記「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 乙及び丙は、福岡市暴力団排除条例（平成22年条例第30号。以下「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する暴力団（暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の排除についての基本理念に則り、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 実証実験事業に関し、暴力団の排除に取り組むとともに、甲が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。
- (2) 実証実験事業の遂行に当たり、暴力団又は暴力団員（暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）による不当な要求があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (3) 実証実験事業に関し、暴力団の排除に資すると認められる事業を知ったときは、甲に対し、当該情報を提供すること。

(善管注意義務)

第14条 乙及び丙は、甲の施設その他甲の所有する物品等を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(許認可等の取得)

第15条 乙及び丙は、この協定に別段の定めがある場合を除き、実証実験事業の実施に必要な許認可等を、自己の費用及び責任において取得し、及び維持しなければならない。必要な届出についても、同様とする。

(業務の委託等)

第16条 乙及び丙は、実証実験事業の全部又は大部分もしくは重要な部分を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託してはならない。

- 2 乙及び丙は、あらかじめ文書による甲の承諾を得て、かつ前項の規定の許容する範囲内において実証実験事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託すること（以下、この条において「再委託等」という。）ができる。
- 3 乙及び丙は、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に再委託等をしてはならない。
- 4 乙及び丙は、再委託等については、すべて乙及び丙の費用及び責任において行うもの

とする。

- 5 乙及び丙は、第2項の規定により再委託等をする場合は、甲に対し、その第三者の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。
- 6 乙及び丙は、第2項の規定により再委託等を行う場合は、募集関係図書及び提案書類の記載に従い、可能な限り本市内に本店又は主たる事務所を有する者に対して行うものとする。

(報告)

第17条 乙は、次に掲げる事項を記録するとともに、毎月月末まで（第4号においては、平成〇年〇月〇日まで）に、実証実験事業に係る報告事項を記載した報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 点検実績（医科・歯科・調剤ごとの単月点検・縦覧点検の各区分ごとの件数及び合計等）
- (2) 甲が現に行っている点検と実証実験事業による点検の比較（請求率・査定率・削減点数等）
- (3) 点検効果の推移（査定率、削減点数等の推移）
- (4) 点検業務に係る費用対効果の検証

(事業責任者の選任等)

第18条 乙及び丙は、速やかに、従事者名簿を作成し、届け出なければならない。また、従事者を変更したときも同様とする。

- 2 乙及び丙は、速やかに、実証実験事業の従事者の中から事業責任者を選任しなければならない。
- 3 乙及び丙は、事業責任者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。また、選任した事業責任者を変更したときも、同様とする。
- 4 事業責任者は、実証実験事業における業務内容を十分に理解し、事業の円滑な遂行に努めることとする。
- 5 事業責任者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 実証実験事業の運営全般に係る総括に関すること。
 - (2) 個人情報及び情報資産の安全管理に関すること。
 - (3) 甲との連絡調整に関すること。
 - (4) 実証実験事業従事者の指導監督に関すること。

(職務代理者の選任)

第19条 乙及び丙は、事業責任者に事故があるとき又はかけたときに事業責任者の職務を代理する者として、事業責任者の職務代理者を選任しなければならない。

- 2 乙及び丙は、職務代理者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。また、選任した職務代理者を変更したときも、同様とする。

(管理体制の構築)

第20条 前2条に定めるもののほか、乙及び丙は、事故の発生の予防、事故発生時の迅速かつ円滑な対応等が図られるよう実証実験事業に関し体系的な組織体制を構築するものとする。

(事業の中止)

第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、実証実験事業を中止することができるものとする。なお、甲は可能な限り速やかに乙及び丙に対して通知を行うものとする。

- (1) 乙及び丙が本協定に定める義務を履行しない場合
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、この協定上の乙及び丙の義務の履行が不能となった場合
- (3) 甲に提出された報告書その他の書面の重要な事項に虚偽の記載がある場合
- (4) 乙及び丙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて乙及び丙の取締役会でその申立て等を決定した場合又はその申立て等がなされた場合
- (5) 甲において、実証実験事業を継続することが困難となった場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙及び丙が業務を継続することが適当でないと認められる場合

(甲の損害賠償義務)

第22条 甲は、この協定上の義務の不履行により乙及び丙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、乙及び丙の責めに帰すべき事由又は不可抗力もしくは法令の変更によるものである場合は、この限りではない。

(乙及び丙の損害賠償義務)

第23条 乙及び丙は、この協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力もしくは法令の変更によるものである場合は、この限りではない。

(第三者に与えた損害の負担)

第24条 乙及び丙は、乙及び丙の責に帰すべき事由に基づき、実証実験事業の実施に当たって、又は実証実験事業に瑕疵があったことにより、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

- 2 前項に定める場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償をしたときは、乙及び丙は、甲に対し当該賠償額の補償をしなければならない。

(非保証)

第 25 条 甲、乙及び丙は、実証実験事業のために相手方に提供する資料等、実証実験事業における自己の業務範囲の実施に係る部分及び実証実験事業の成果について、商品性、完全性、有用性、正確性、適法性、特定の目的に対する適合性、第三者の知的財産権その他の権利の非侵害性及び瑕疵の不存在その他、何ら保証するものではない。

(相互非拘束)

第 26 条 甲、乙及び丙は、別段の合意がない限り、この協定の締結及び実証実験事業の実施をもって、それぞれが、相手方以外の第三者との間で又は相手方との間で、実証実験事業の成果に関連した製品、システム若しくはサービスを提供する義務又はその提供を受ける義務を負担しない。

2 甲、乙及び丙は、別段の合意がない限り、この協定の締結及び実証実験事業の実施をもって、それぞれが、相手方以外の第三者との間で又は相手方との間で、実証実験事業と同種の検討、開発、取引、提携、実験実施その他の業務を行うことを妨げられない。

(不可抗力)

第 27 条 甲、乙及び丙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置をとり、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能もしくは著しく困難となった場合は、この協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するものとする。

(地位等の譲渡等の禁止)

第 28 条 乙及び丙は、実証実験事業の実施に関して生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができないものとする。

(合併等の報告等)

第 29 条 乙及び丙は、合併、分割その他これらに類する行為（以下「合併等」という。）をしようとするときは、情報公開後、速やかに書面にて合併等の内容、理由及び時期、合併等による乙及び丙が受けることとなる影響その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2 乙及び丙は、合併等をしたときは、速やかに、合併等の事実を証する書面を添えて、その旨を甲に報告しなければならない。

(情報の公表)

第 30 条 甲、乙及び丙は、この協定の締結及び実証実験事業実施の事実並びに本協定書に関連する事項を機密として保持するものとし、これらをプレスリリースその他の形で公

表する場合には、その内容、手段、範囲等につき、相手方の事前の書面等による同意を得るものとする。ただし、甲は、次の各号に掲げる書類等を乙及び丙の同意なく公表することができるものとする。

- (1) 本協定書
- (2) 第 17 条の規定により乙が作成し、甲に提出した事業報告書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、乙及び丙が本協定書の規定により甲に対して報告した事項

(承諾等の様式等)

第 31 条 この協定に関する甲乙丙間の承諾、届出等は、この協定に別段の定めがある場合を除き、書面により行うものとする。ただし、甲乙丙協議の上承諾したものについては、電磁的記録により行うことができる。

- 2 乙及び丙がこの協定の定めるところに従い甲に提出した報告書その他の書面及び図面（電磁的記録によるものを含む。）の著作権のうち乙及び丙が有するものについては、甲への提出と同時に甲に複製、頒布、改変等が自由に可能となる利用権が付与されるものとし、乙及び丙はその著作者人格権についても、それが甲に対して主張、行使されないように責任をもって措置するものとする。

(解釈)

第 32 条 甲がこの協定の定めるところに従って書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明もしくは報告を求め、若しくは受けたことをもって、甲が乙及び丙の責任において行うべき管理業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(裁判管轄)

第 33 条 この協定に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、福岡地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 34 条 この協定に定める事項に関し疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年〇月〇日

甲：福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙：【事業者A】

丙：【事業者B】

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

乙及び丙は、この協定に基づく実証実験事業実証実験事業を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

乙及び丙は、実証実験事業に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

乙及び丙は、その従業者に実証実験事業に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・実証実験事業に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。

- ・ 個人情報 を 正当な理由なく利用したり，他人に提供したり，盗用した場合，福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・ 上記の各事項は，実証実験事業に従事中のみならず，従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

乙及び丙は，定められた実施場所以外で実証実験事業に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし，福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは，この限りではない。

6 収集に関する制限

乙及び丙は，実証実験事業の実施に当たって個人情報を収集するときは，この協定の目的を達成するため必要な範囲内で，適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

乙及び丙は，実証実験事業以外の目的のために実証実験事業に係る個人情報及び情報資産を利用し，又は第三者へ提供してはならない。ただし，市の書面による承認があるときは，この限りではない。

8 安全確保の措置

乙及び丙は，実証実験事業に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために，市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに，その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写，複製又は加工の制限

乙及び丙は，実証実験事業に係る個人情報及び情報資産が記録された文書，電磁的記録等を複写，複製又は加工してはならない。ただし，市の書面による指示又は承認があるときは，この限りではない。

10 業務委託の制限

乙及び丙は，実証実験事業に係る個人情報及び情報資産については，自ら取り扱うものとし，第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし，市の書面による承認があるときは，この限りでない。なお，市の承認により第三者に委託する場合は，当該第三者に対して，協定書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 実証実験事業終了時の返還，廃棄等

乙及び丙は，この協定が終了し，又は解除されたときは，実証実験事業に係る個人情

報及び情報資産を，市の指示に従い，市に返還し，若しくは引き渡し，又はその廃棄，消去等をしなければならない。なお，廃棄又は消去等をしたときは，廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は，乙及び丙における実証実験事業に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について，協定内容の遵守を確認するため，定期的に書面による報告を求め，必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

乙及び丙は，個人情報及び情報資産の機密性，完全性，可用性を損なう，又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは，直ちに市に報告し，市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は，個人情報及び情報資産の機密性，完全性，可用性を損なう事故等が発生した場合，市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 協定の解除

市は，乙及び丙がこの特記事項の内容に違反したときは，この協定を解除することができる。この場合において，乙及び丙に損害を生じることがあっても，市はその責めを負わないものとする。

様式第 1 号

個人情報取扱事務届出書兼個人情報目録

		届出番号		保079	
届出年月日	平成17年10月25日	変更年月日	平成29年6月26日	廃止年月日	
事務の名称	国民健康保険療養給付事務				
事務を所掌する	事務担当課	保健福祉局総務部国民健康保険課 各区保険年金課・入部出張所及び西部出張所			
	届出担当課	保健福祉局総務部国民健康保険課			
組織の名称	事務の区分	共通・固有			
事務の目的	受診した医療費の保険者負担分を保険医療機関へ支払うため。				
事務の概要	受診した医療費の保険者負担分を保険医療機関へ支払う。				
個人情報の記録項目	基本的事項	心身の状況	思想・信条・宗教等	家庭生活	社会生活
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・居所 <input type="checkbox"/> 電話・ファックス番号 <input type="checkbox"/> メールアドレス <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 健康・病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性格 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる情報 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住関係 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/>
個人情報に係る本人の範囲	国民健康保険被保険者（受診した者）				
収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国又は他の地方公共団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他 [市民局区政課, 福岡県国民健康保険団体連合会]				
収集方法	・診療報酬明細書の提出 ・データ利用				
経常的な利用の範囲・提供先	<input type="checkbox"/> 担当課のみ <input type="checkbox"/> 実施機関内 [担当課:] <input type="checkbox"/> 他の実施機関 [担当課:] <input type="checkbox"/> 国又は他の地方公共団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他 [福岡県国民健康保険団体連合会, レセプト点検委託業者]				
個人情報の処理形態	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理 電子計算組織の結合の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 [相手方: 福岡県国民健康保険団体連合会] <input type="checkbox"/> 無				
主な公文書の名称	診療報酬明細書 国保総合システム				
閲覧等の制度	【公文書の名称】 【閲覧等の種別】 <input type="checkbox"/> 開示 (<input type="checkbox"/> 閲覧・縦覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 各種証明書の発行) <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用停止 【期間】 <input type="checkbox"/> 限定なし <input type="checkbox"/> 限定あり [] 【根拠法令等】				
備考	変更年月日: 平成23年4月1日 変更項目: 事務担当課, 届出担当課 変更年月日: 平成26年12月9日 変更項目: 事務担当課, 届出担当課 変更年月日: 平成28年7月6日 変更項目: 個人情報の記録項目, 収集先 変更年月日: 平成29年6月26日 変更項目: 収集方法, 個人情報の処理形態, 主な公文書の名称				